

## 匝瑳市広告掲載に関する要綱

平成19年12月28日告示第74号

改正 平成24年3月23日告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、印刷物、ホームページ、公共施設その他の市の資産を有効活用するとともに、自主財源を確保し、市民サービスの向上を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもので、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の公共施設

エ アからウまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産として市長が別に定めるもの

(2) 民間企業等 民間企業、市民、市民団体その他のものをいう。

(3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(4) 課長等 匝瑳市行政組織条例（平成18年匝瑳市条例第7号）第2条各号及び匝瑳市会計管理者補助組織設置規則（平成18年匝瑳市規則第4号）第1条に規定する課、病院事業の管理者の補助組織（国保匝瑳市民病院事務局及び匝瑳市介護老人保健施設そうさぬくもりの郷事務局に限る。）、委員会及び委員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会及び委員をいう。）の補助組織、市議会事務局並びに野栄総合支所の長をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(決裁)

第4条 課長等は、新たに広告掲載を行おうとするときは、次に掲げる事項について、財政課長と合議の上、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告掲載の規格
- (3) 広告掲載の位置
- (4) 広告掲載の募集方法
- (5) 広告掲載の掲載料
- (6) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (7) 前各号に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項  
(広告掲載された封筒等の寄附の受入れ)

第5条 前条の規定は、広告掲載された封筒等の寄附の受入れについて準用する。

(広告の選考)

第6条 広告媒体に掲載する広告の選考方法は、市長が別に定める。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日告示第13号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。